

(改正後全文)

福島県企業局条件付一般競争入札実施要領の運用について

第4条関係

第2項第6号の「その他必要な事項」を例示すれば次のとおりである。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 施工計画が適正であること（総合評価方式など施工計画を審査する場合に限る。）。

第7条関係

公告は、別紙「入札公告（例）」を参考に作成すること。

第8条関係

- 1 入札心得は、福島県企業局工事等競争入札心得（令和2年12月22日付け2企業第500号企業局長通知。以下「入札心得」という。）を使用すること。
- 2 質問受付期間を設定しているのは、回答をホームページに掲載するための期間を考慮したものであることから、受付期間を過ぎて質問があった場合であっても、回答日までに回答が可能な質問は受け付けること。
なお、回答日を過ぎて質問があった場合において、その質問に対する回答の内容に際し、すべての入札参加希望者に公平に周知する必要がない場合は、ホームページに掲載することなく、質問者に個別に回答すること。
ただし、公平に周知する必要がある事項が周知されていないことが判明した場合は、個々の状況に応じて、主管課と協議の上、入札公告の取下げやそれ以外の対応など、適切な対応を行うこと。
- 3 第3項の質問書の受付期間は、大規模工事である場合など入札参加者が設計図書を確認するための日数を考慮する必要があるときには、適宜、増やすことができる。この場合は閲覧機関にも配慮すること。

第11条関係

第1項の「別に定める方法」とは、福島県電子入札運用基準（工事等）（平成20年2月1日総務部長依命通達）により定められた方法をいう。

第12条関係

「別に定める場合」とは、福島県企業局総合評価方式実施要領（平成21年10月20日付け21企業第1070号企業局長通知）の規定に基づき技術提案書の審査期間を設ける場合及び福島県電子入札運用基準(工事等)(平成20年2月1日付け19財第6822号総務部長依命通達)に基づき入札書受付日が定められた場合をいう。

なお、入札件数が膨大であるときなど、事務の合理化を図る必要があると認められる場合も含むものとする。

第14条関係

第5号の「その他重要事項」とは、工事名、工事番号、工事箇所をいう。

第17条の3関係

くじを行うときは、入札心得別紙「入札におけるくじ」により行うものとする。

第20条関係

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認は、開札日から落札者決定の通知をする日までの間に入札参加資格を有しているかどうかで判断すること。

第21条関係

- 1 第1項の「必要があると認めるとき」とは、次の場合をいう。
 - (1) 入札参加資格に「企業の同種又は類似工事の実績」、「企業の同規模工事の実績」、「配置予定技術者の資格等」の要件を付している場合

(2) 有効な経営事項審査を受けているどうかの確認が取れないため、落札候補者に経営事項審査結果通知を求める場合

2 第4項の「別に定める」標準的な提出を求める書類は次のとおりである。

(1) 配置技術者の資格・工事経験（様式第8号又はこれに準じた様式）

(2) 同種・類似及び同規模工事の施工実績（様式第9号又はこれに準じた様式）

(3) 公告で示した許可業種に係る特定建設業許可通知書の写し（特定建設業の許可をその他の入札参加資格とした場合に限る。）

第22条関係

「別に定める場合」とは、入札参加資格に「企業の同種又は類似工事の実績」、「企業の同規模工事の実績」、「配置予定技術者の資格等」の要件を付している場合をいう。